

＜用語の定義＞

事業廃止

民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人化など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を含め、事業を廃止（一部廃止を含む。）すること。

民営化・民間譲渡

事務・事業を民間事業者（地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人を含む。）に譲渡し、又は引き継がせること。なお、地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合は「事業廃止」及び「民営化・民間譲渡」両方として回答すること。

例 1：A 県が公営企業として実施していた観光事業について、A 県等の出資によって設立した第三セクターに事務・事業を引き継ぐ場合

例 2：B 県が公営企業として実施していた交通事業（県営バス）について、県内で既にバス事業を行っている C バス（株）に事務・事業を譲渡した場合

広域化等

一の地方公共団体の区域を越えて連携し、事務の共同処理（水道事業であれば、経営統合、施設の共同設置・共同利用（ハード整備を伴う事例）、施設管理の共同化、管理の一体化等）を行うこと。

ただし、簡易水道事業、下水道事業及び病院事業においては以下のとおり取り扱うこととする。

○ 簡易水道事業

一の地方公共団体内での簡易水道事業又は上水道事業への事業統合（簡易水道事業統合）は「広域化等」に含める。

○ 下水道事業

一の地方公共団体内での汚水処理施設の統廃合を「広域化等」に含める。また、「下水道事業における最適化（公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備すること）」についても「広域化等」に分類する。

○ 病院事業

「再編・ネットワーク化」について「広域化等」に分類する。

※ 再編・ネットワーク化について、新公立病院改革プランに記載しており、以下（1）又は（2）のいずれかを実施しているものを指す。

（1）複数の病院を統合している

（2）相互の医療機能の再編について、以下のいずれかを実行している

① 経営主体の統合（同一の指定管理者を指定することも含む。）

② 経営主体の統合はしていないが、次の項目の全てについて取り組んでいる

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- 共同購入等による医療品、診療材料等の効率的調達
- 医師の相互派遣による協力体制の構築

➤ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

例 1 : A 県が行う用水供給事業と県内市町村が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立した場合

例 2 : B 市と C 市が共同で浄水場を建設した場合

例 3 : D 県がリーダーシップをとり、汚水処理施設の統廃合を実施した場合

例 4 : 各事業の特性や市町村の実情などを考慮し、その地域に適した整備手法を選定し、生活排水処理施設ごとの区域を示した場合

例 5 : 関係市町村が出資して設立した卸売会社を合併し、a 地域の市場機能を E 市卸売会社に集約した場合

※ 水道事業及び下水道事業における広域化等の類型の詳細は、調査票ファイル（並びに「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」11～13 頁及び 20 頁及び「水道財政のあり方に関する研究会報告書 40 頁）を参照してください。

指定管理者制度

公の施設の指定管理者（地方自治法第 2 4 4 条の 2 に規定する指定管理者をいう。）制度を導入すること。ただし、既に指定管理者制度を導入していた団体が、指定管理期間を更新する場合については、**新たな取組を実施したものと取り扱わず、「実施時期」の変更は行わないものとする。**

なお、指定管理者制度のうち、代行制は、料金を公営企業が収入として収受する方法であり、利用料金制は、料金を指定管理者が収入として収受する方法である。

包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。**ただし、性能発注の方法をとらず、単に複数業務を一括して、複数年契約したものは除く。**

なお、シェアードサービス（複数の地方公共団体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること）は、本調査においては、広域化等に分類することとする。

PPP/PFI

PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に規定する PFI 手法を導入すること又は実態として PFI 手法に類似した手法を導入すること。

PFI 法に規定する事業方式としては、BTO 方式・BOT 方式・BOO 方式・公共施設等運営権（コンセッション）方式等があり、PFI 手法に類似した手法としては、DB 方式・DBO 方式等がある。

事業方式	内容
BTO 方式	「Build Transfer Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式
BOT 方式	「Build Operate Transfer」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式
BOO 方式	「Build Own Operate」の略で、民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式
公共施設等運営権（コンセッション）方式	公共施設の所有権を国や地方団体が保有したまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業運営権を長期にわたって付与する方式
DB 方式	「Design Build」の略で、設計と建設を一括して実施する方式
DBO 方式	「Design Build Operate」の略で、設計、建設及び運営を一括して委ね、施設の所有及び資金の調達については公共側が行う方式
港湾運営会社制度（港湾整備事業のみ）	港湾法に基づく港湾運営会社制度によって、港湾運営会社による港湾運営を行う方式。

地方独立行政法人

地方独立行政法人法上の移行型の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

なお、地方独立行政法人は、特定地方独立行政法人（公務員型）と一般地方独立行政法人（非公務員型）の二つに分類される。

【参考】 抜本調査取組件数のカウント方法

<p>(1) 事業廃止</p>	<p>① 事業全部廃止（事業撤退、一般会計化、被統合） …<u>報告単位毎に1件</u></p> <p>② 一部廃止（複数施設のうち一部を廃止、被統合） …<u>報告単位毎に1件</u></p> <p>※ 1つの報告単位内で複数の施設の廃止を行った場合でも1件としてカウント。（別々の取組みとして、複数の施設の廃止を行った場合は、複数件で計上）</p>
<p>(2) 民営化・民間譲渡 (※1)</p>	<p>① 事業全部民営化・民間譲渡 …<u>報告単位毎に1件</u></p> <p>② 事業一部民営化・民間譲渡 …<u>報告単位毎に1件</u></p>
<p>(3) 広域化等</p>	<p>① 統廃合 統廃合の規模（廃止施設数・構成団体数）に関わらず、統合先の事業で1件、<u>廃止する側の事業は報告単位毎に「事業廃止」として1件（※2）</u></p> <p>※ 1つの報告単位内で複数の施設の廃止を行った場合でも1件としてカウント</p> <p>② 最適化（下水道事業）（汚水処理施設整備手法の見直し（浄化槽区域への転換等）） …<u>全体計画から浄化槽転換区域を除外した時にカウント（※3）</u></p> <p>③ 再編・ネットワーク化（病院事業） <u>再編・ネットワーク化の件数</u></p> <p>※ 複数の団体にまたがる場合は、それぞれでカウント</p>
<p>(4) 指定管理者制度</p>	<p><u>指定管理者制度導入件数</u>（既導入業務の期間の更新を除く）</p>
<p>(5) 包括的民間委託</p>	<p><u>包括的民間委託導入件数</u>（既導入業務委託の更新や性能発注でないものを除く）</p>
<p>(6) PPP/PFI</p>	<p>PPP/PFI 手法による<u>取組の件数</u></p>
<p>(7) 地方独立行政法人</p>	<p>公営企業型地方独立行政法人の<u>設立件数</u></p>